

第 1 8 回農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 6 月 6 日 (木)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第71号から第74号)
日程第4 議事(議案第76号から第78号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名
委員の現在数 24名

出 席 委 員 (2 2 人)

1 番	石庭 文男	2 番	山崎 良吉
3 番	熊西 忠治	4 番	土合 正夫
5 番	中井 敏男	6 番	山下 隆之
7 番	横山 實	8 番	石井 寿男
9 番	前花 敏子	10 番	山崎 秋夫
11 番	永森 薫	12 番	三島 博
14 番	舟木 康眞	15 番	杉森 雅弘
16 番	山本 久雄	17 番	水元 睦雄
18 番	前田 進	19 番	向井 隆一
20 番	山谷 孝芳	22 番	佐伯 洋作
23 番	橋爪 秀夫	24 番	永野 邦夫

欠 席 委 員 (2 人)

13 番	大松 治雄	21 番	田中 智浩
------	-------	------	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第71号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第72号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第72号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第73号	農地法第18条第6項の規定による通知等について
議案第76号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第77号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第78号	耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二
主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長(舟木会長)

ただいまから、第18回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「13番 大松委員」「21番 田中委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「15番 杉森委員」「16番 山本委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。
本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。
（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第71号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第71号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第72号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第72号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第73号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第73号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第74号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第74号農地法第18条第6項の規定による通知等について
を議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終了いたします。
各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、
ご了知をお願いします。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第76号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請に
ついてを議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書の5ページをご覧ください。
今回は4件ございます。

【議案第76号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった4件のうち、1番と2番は経営規模拡大のための
所有権移転。

3番と4番は生前贈与を目的とした所有権移転です。

これらはいずれも農地法第3条第2項に該当しないことから、許可要件
を満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第76号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第76号農地法第3条の規定による許可申請については許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第77号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第77号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書6ページの議案第77号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第77号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は農業用水路敷地への転用申請でございます。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

1番については、地元の山崎秋夫委員より説明をお願いします。

山崎秋夫委員

議案第77号の1番について説明します。

地内では、北陸新幹線工事に伴い、集落内の農地や農道の整備、用水路等の改修が進んでおります。

今回の申請は、用水路の架けかえにともなう用水路敷地の一部と水田への取水口を整備するため、用水管理者である 土地改良区が土地所有者から農地の一部を所有権移転するものです。

本来なら鉄道建設運輸機構が買収し、 土地改良区が管理する用水路敷地となるはずでしたが、当初計画から外れていたことが判明したことから、鉄道建設運輸機構に代わって 土地改良区が申請する運びとなったものです。

今回の申請は農業に供する施設整備を目的としており、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第77号の1番について、説明をさせていただきます。
申請地は、農振区域内農地です。
今回の転用は農業用水路ということで、農業用施設を整備するための
転用であり、必要性等からも問題はないと考えます。
以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明があり
ましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第77号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。
よって、議案第77号については、許可相当と認め、富山県知事あて
に送付することに可決されました。

（議案第78号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第78号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」
に該当するか否かの判断についてを議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

議案書7ページ目をお開き下さい。

【議案第78号を議案書をもとに朗読】

申請地は森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な
条件整備が著しく困難であると認められることから、これらの農地を
耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断
します。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。
6番の山下委員より説明をお願いします。

山下委員

議案第78号の1番について説明します。
さる4月30日に舟木会長、事務局とともに現地調査を行いましたので、その結果を報告します。
今回調査した対象農地は、そのほとんどが杉や竹、笹の生い茂る森林状態となっており、人力や農業用機械では耕起や整地のできない状況でした。
地元の話では、戦前頃まで耕作されていた場所もあるとのことですが、以来50年近く放置されていたことから、農地に復元をすることは著しく困難であると考えます。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

佐伯委員

資料にある図面ですが、これらの農地の境界ってはっきりわかるの。

事務局（安元）

公図上では境界があるようにも見えますが、現地は鬱蒼とした森林が続いており、確認は極めて難しいです。

永森委員

この地図の区域内にある山林と農地を含めた全体の面積を教えてくださいませんか。

事務局（安元）

全体で約32ヘクタール、うち農地が約5haです。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第78号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

ご異議なしと認めます。

よって本議案を直ちに採決いたします。

議案第78号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第78号については、農地に該当しないと判断し、土地所有者あてに「非農地通知」を送付することに可決されました。

議長(舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

その他報告事項

平成25年度農業委員等研修会(案)について

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成25年7月5日(金)午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号会議室

議 長 舟木 康真

署名委員 杉森 雅弘

署名委員 山本 久雄

第十八回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十五年六月十日
至 平成二十五年六月三十日